

西条市農業委員会 令和2年度 第7回総会 議事録

1. 日 時 令和2年10月6日(火) 午後2時00分から午後3時5分

2. 場 所 西条市中央公民館 多目的ホール

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 25名 欠席者 5名 出席率 83.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂				
会長代理	12番	渡邊 敏昭				
委 員	1番	越智 一志	13番	川上 義則	21番	越智 信仁
	2番	明比 典正	14番	山田 好一	22番	戸田 博明
	4番	一色 達夫	15番	村上 繁敏	23番	真鍋 美鈴
	5番	高橋 豊重	16番	武田 喜義	24番	高橋 忠親
	7番	高木キクミ	17番	伊藤 健一		
	9番	井上 雅貴	18番	青野 武		
	10番	長谷川孝師	19番	曾我 照一		
	11番	栗田 房信	20番	越智 栄二		

○欠席者氏名

3番 徳増 靖記 6番 西原 昇

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	篠森 均	24番	大西 宗次郎
	2番	一色 信之	12番	森田 忠茂	25番	佐々木 則幸
	3番	石川 孝幸	13番	一色 和成	26番	越智 勝邦
	4番	加藤 武司	14番	武方 謙一	27番	玉井 隆志
	5番	伊藤 正夫	15番	武田 義臣	28番	桑原 俊樹
	6番	伊藤 龍二	16番	鈴木 伸二		
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明		
	8番	宮武 恭宏	18番	山内 強		
	9番	岡本 省三	21番	高橋 寿夫		
	10番	安藤 英利	22番	永井 和俊		

○欠席者氏名

19番 黒川 俊彰 20番 高橋 正 23番 山内 信政 29番 曾我 敏数

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可及び農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第5号 農地法第4条及び第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

議案第7号 西条市農業委員会会議規則の一部改正について

議案第8号 西条市農業委員会規程の一部改正について

議案第9号 「農業委員会だより」の発行について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 青野栄一

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局副主査 越智史郎

7. 議事内容

事務局 | ただ今から、令和2年度 第7回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。

それでは、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

【会長挨拶】

事務局 | それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 | それでは、ただ今から、令和2年度 第7回西条市農業委員会 総

会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
高木 キクミ委員、井上 雅貴委員の両委員にお願いいたします。
欠席届が農業委員2名、3番 徳増 靖記委員、6番 西原 昇委員から出ております。推進委員の19番 黒川 俊彰委員、20番 高橋 正委員、23番 山内 信政委員、29番 曾我 敏数委員、30番 今井 文雄委員から出ております。ただいまの出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。

書記については、事務局の渡邊、越智の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 事務局の田口です。よろしくお願いいたします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
4ページをお願いいたします。

107号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

108号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、使用貸借権の設定を受けようとする申請であります。

109号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

110号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

111号は、〇〇の〇〇氏が、借地の購入のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

112号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

113号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

114号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

115号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

116号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

117号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

118号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

119号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

120号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

121号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

以上、15件、ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 以上、15件についてご審議をお願いしますが、107号から地元の委員さんの意見をお伺いしたいと思います。

地区委員 107号 問題ありません。
108号 問題ありません。
109号 問題ありません。
110号 問題ありません。
111号 問題ありません。
112号 問題ありません。
113号 問題ありません。
114号、115号 問題ありません。
116号 問題ありません。
117号、118号 問題ありません。
119号 問題ありません。
120号、121号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上15件を、原案どおり許可することといたします。

農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議長 次に、7ページ、議案第2号、農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、両者を一括議題といたします。
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 8ページをお願いいたします。
農地法第3条について、第122号は、〇〇の〇〇が、〇〇が利用権設定している〇〇の農地について、区分地上権を設定しようとする申請であります。
なお、栽培される農作物はサカキです。
続いて、農地法第5条について、103号は、〇〇の〇〇が、賃借権設定を受け、営農型太陽光発電設備を設置しようとするものであり、設備の支柱分の面積について、10年間の一時転用を行おうとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上2件につきましてご審議いただく前に、5条関係営農型太陽光発電整備について、農業委員・推進委員ともに新しく入られた方には、分かりにくいところがあると思いますので、事務局の方から説明をしてもらいます。

事務局 資料5について説明いたします。
営農型太陽光発電設備の設置に係る農地転用について、1の概要として、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置することであり、当該支柱について、農地法による転用許可が必要となります。

2の特徴として、(1) 転用期間が3年以内の一時転用となること。
認定農業者が設備下部の農地を耕作する場合は、転用期間が10年以

内となること。(2) 下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱を立てることを利用の目的とすること。

(3) 支柱は容易に撤去できる簡易な構造とし、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。(4) パネルの角度、間隔等から見て農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっていると認められること。(5) 支柱の高さ、間隔等から見て農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められること。(6) 位置等からみて、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。(7) 転用期間満了後、設備等の設置を継続する場合は再度農地転用の申請をする必要があること。

3の各種申請の相関関係は図のとおりです。

営農者と売電事業者との農地法3条による区分地上権の設置とは、工作物を所有するため、地下または空間について、その上下の範囲を定めて設定される地上権のことで、地中権や空中権といわれることもあります。

議長 以上、事務局の説明を踏まえて、ただ今の122号の農地法第3条許可案件と103号の5条の許可案件について、ご審議をお願いしたいと思います。地元の委員さんからご意見があればお願いしたいと思います。

地区委員 122号、103号 問題ありません。

議長 他にご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、1件を原案どおり許可することとし、1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議長 次に、10ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による、許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。
まず、98号について、審議いたします。当案件について、〇〇

委員は、申請者にあたり、農業委員会法 第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員退場)

議 長 議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

11ページをお願いいたします。

98号は、〇〇の 〇〇氏が、小松町新屋敷の〇〇氏から所有権移転を受け、農業用倉庫に転用しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 98号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上1件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。

〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員入場)

議 長 審議を再開いたします。

残りの7件について、事務局から説明いたします。

事務局 11ページをお願いします。

95号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。なお、本件は、6月総会にてご審議いただいた案件であって、51ページの報告承認案件のとおり、譲渡人の〇〇氏が申請中に亡くなったため、相続人の〇〇氏が相続登記をするため、一旦、取り下げを行い、今回、農地の所有権が移動したことによる申請となっております。

96号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

97号は、取り下げとなっております。

99号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、3区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

本件は、申請人が不動産会社に申請地を売却することとなり、広告用看板が設置されていたことから確認したところ、農地法の許可なく設置されたものでした。看板は、父親から農地とともに相続したもので、農地法等関係法令を十分理解していなかったことが原因と考えられるため、「農地法等の関係法令を遵守し、再びこのようなことが起こらないようにしたい」との始末書が提出されております。

100号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

101号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、1区画の宅地分譲をしようとする申請でございます。

102号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、通信施設及び露天駐車場等に転用しようとする申請でございます。

以上6件、ご審議よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。

事務局の説明のとおり、97号は保留となりますので、以上6件について、ご審議をお願いしたいと思います。

95号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

地区委員

95号、96号 問題ありません。

99号 問題ありません。

100号 問題ありません。

101号 問題ありません。

102号 問題ありません。

議長

他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、6件を原案どおり承認することとし、知事へ進達いたします。

農地法第5条の規定による許可及び農地法第5条に係る
転用事業計画変更に対する意見の決定について

議 長 次に、13ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可及び農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について、両者を一括議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

14ページをお願いいたします。

10号は、〇〇の〇〇氏が、令和2年3月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。農地法第5条許可関係の94号の申請地を借り受けて一体的に転用事業を行う必要があったため、事業区域を拡大するとともに、権利の種類を「使用貸借権設定」から「所有権移転」に変更し、変更承認を受けようとするものです。

本来であれば10号の申請時に併せて、94号の申請地を排水用地として転用許可を受けなければならなかったところを、農地法の手続きをすることなく造成され汚水排水管を敷設していることから、是正するものでございます。

なお、申請人からは、農地法の手続きをする認識が無く、申請を怠っていたことを反省するとともに、「今後は、このようなことが絶対無いようにいたします」との始末書が提出されております。

議 長 以上、2件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 94号、10号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上2件、原案どおり承認することとし、知事へ進達いたします。

農地法第4条及び第5条に係る転用事業計画変更に対する
意見の決定について

議 長 次に、15ページ、議案第5号、農地法第4条及び5条にかかる
転用事業計画変更に対する意見の決定についてを議題といたしま
す。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

11号は、〇〇の〇〇氏が、平成28年4月の総会にてご審議い
ただき、進達・許可された案件であります。建設する農業用施設
を当初計画の1棟から3棟に事業内容を変更するため、変更承認を
受けようとするものです。

12～14号は、〇〇の〇〇が、令和元年8月の総会にてご審議
いただき、進達・許可された案件であります。申請地を造成工事
及び建設工事中に、当該地への出店希望会社が増え、敷地内のレイ
アウトを再検討したところ手狭であったことから、12号及び13
号のとおり、事業区域を拡大し、建設する貸店舗を2棟から4棟に
事業内容を変更し、14号のとおり、転用目的を「建売住宅及び露
天駐車場」から「店舗及び貸店舗」に変更するとともに、転用事業
者を「〇〇」から「〇〇」に変更するため、承認を受けようとする
ものです。

また、15号については、〇〇が、隣接地の開発事業者である〇
〇から当初申請地の一部を譲渡するよう要請されたため、事業区域
を縮小し、転用目的を「建売住宅及び露天駐車場」から「建売住宅」
に変更するため、承認を受けようとするものです。

以上5件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 以上、5件であります。11号から順次ご意見をお伺いしたい
と思いますので、よろしく申し上げます。

地区委員 11号 問題ありません。

12号、13号、14号、15号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同	異議なし。
議長	ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上5件を、原案どおり承認することとし、知事へ進達いたします。
	<u>農用地利用集積計画に対する意見の決定について</u>
議長	次に、21ページ、議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。
事務局	<p>それでは、ご説明させていただきます。</p> <p>23ページをお願いいたします。</p> <p>件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。</p> <p>詳細につきましては、議案書24ページから33ページとなっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、54件、面積は、17万2,006㎡となっております。</p> <p>そのうち、所有権移転は、2件、面積は、10,246㎡となっております。</p> <p>以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、24ページ、1412号につきましては新規就農のため、面接を行っておりますので、地区委員から説明をお願いします。</p>
越智一志委員	<p>今回の新規就農希望者につきまして9月18日に本庁において面接を行いました。面接を行ったのは、加藤会長、寺田委員及び私、越智です。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、39才であります。〇〇氏は、〇〇でバイクの販売、整備等の自営業をしておりますが、時間に余裕があり、今回、〇〇の農地、3,811㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。予定している作目は、とうもろこしやさつまいもなどの野菜です。今後は、農業をしている叔父に指導を仰ぐそうです。</p>

その他、農業委員として西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理し、また耕作放棄地にならないよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。
以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農業委員会会議規則及び農業委員会規程の一部改正

議長 次に、34ページ、議案第7号、西条市農業委員会会議規則の一部改正について、40ページ、議案第8号、西条市農業委員会規程の一部改正について、両議案を一括議題といたします。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 前段といたしまして、議案第7号、8号につきましては、内容の関連性はございませんが、共通する部分をまずご説明いたします。

この2議案は、特に法律が変わり、それに伴い改正する必要が生じたものではなく、今回改選後初総会を開催しましたが、この際に規定したほうが良いと判断し、改正するものです。

それから、適用日ですが、双方とも公示した日からです。条例や規則は、公布とありますが、規程や要綱は、訓令というくくりで公布という言葉は使いませんので、施行期日の表現が違いますが、実際には、今日可決すれば、明日公示しますので、明日からの適用になります。それから、表現は、市議会の会議規則の規定になっております。

それでは、議案7号について説明いたします。
西条市農業委員会会議規則の一部改正についてですが、概要は、農業委員会の会議における採決について、起立の規定に挙手の方法を加えるものであります。

具体的には、資料の 38・39 ページをご覧ください。現在、この総会における採決は、第 16 条の簡易採決により決定しております。

特別なことを賛否等の採決で行う場合、現在の規定では、第 15 条の起立により採決をとることとなっております。通常は、挙手ですることが多いと思われまますので、挙手の規定を加えるというものです。

続きまして、議案第 8 号でございますが、資料の 43 ページをご覧ください。会長及び会長職務代理の互選について、現在、第 2 条で互選の時期は規定しておりますが、方法は、規定しておりません。そこで、3 項で選出方法を単記無記名での投票と 4 項で同意が得られれば指名推薦の規定を明記するものでございます。

実は、以前は部会があり、その互選規程があり、それには規定していましたが、制度改正により平成 28 年 4 月総会で廃止しております。明記しなくても可能ですが、会長・職務代理の選出ですので、この際きちっと明記し、それに基づき実施するほうが良いと考えまますので、今回規定を加えたものです。

議長 ありがとうございます。

ただ今の 2 件の案件については、局長が説明した通りですが、以前、この体制に変わってから規程による見直しを行っていなかったことから、私も認識が欠けていた。最近のようにネット通信等により情報化社会になりまして、市民等から問い合わせ等がございました。明確な返答ができないのは問題であることから、今回明記することといたしました。

以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり規則及び規程の一部改正を行うこととします。

農業委員会だより

議長 次に、44 ページ、議案第 9 号、「農業委員会だより」の発行について、を議題といたします。

本件は、「農業委員会だより」の発行についての賛否を諮らせてい

ただくものでございます。議案内容を事務局から説明いたします。

事務局

45ページをお願いします。

まず、農業委員会だよりの発行について、これまでの経緯をご説明させていただきます。

平成30年6月総会で提案されて検討することとなり、同年10月には、平成29年度「農業委員会だより全国コンクール」で最優秀賞を受賞した京田辺市に農業委員等と京田辺市農業委員会を視察し、広報誌づくりについて研修を行っております。

平成31年4月総会で、委員会だよりの発行の承認を得ましたが、京田辺市同様に、広報編集委員会の設置による編集委員会を中心とした取材、記事作成方法について進めておりましたが、一部の委員の方から委員会だより作成の負担が大きく、編集委員への就任に難色が強く発行に至っていない状況でございます。

今年度はコロナウイルスの影響で、委員会活動が自粛されていることもあることから、事務局サイドで編集に要する時間を取れるものと考え、事務局主導で作成することとし、農業委員・推進委員皆様の顔写真入りの紙面となるよう、また、どのような活動を行っているかが分かるような内容の広報誌として作成することを提案するものでございます。参考として、〇〇市の農業委員会だよりを配布しておりますので、ご覧ください。発行案としては、45ページのとおりです。

また、今年度は改選時にお配りしたバッチ、パトロールの帽子、腕章等について、再任委員、新任委員関わらず、当初予算を組んでおりましたが、再任委員については、前回配布したものを継続して使用してもらうということで、その分予算を縮減することができております。財政課に対し、その予算を原資として、印刷業者への委託契約の実施の協議を行いましたが、紙面の委託の了承は得られませんでした。事務局独自で作成することを条件に約10万円の経費を使用することは認められました。

来年度予算については、来年度の発行方法は別途検討することとし、市へ「委員会だより」の予算を要望し、予算確保を目指したいと考えております。

発行について賛成が得られた場合は、次回総会時に写真撮影をさせて頂きたいと考えております。

議長

農業委員会だよりについては、田口次長から報告があったとおりです。この農業委員会だよりは、改選前の委員の中から農業委員会だよりを発行したらどうかという意見があった。幹事会に何度かか

けて、幹事の中では協議してきたところです。予算が伴うことでもあり、思案してきました。事務局の段階で急遽、一定の予算を確保できる見込みが立ちそうだということで、出来れば初めて発行し、スタートしてみたらどうかと考えております。発行した後、持続可能かを判断したらとも思います。

農業委員会だよりについて、この総会において賛否を取らなくては前に進まないことから、全員で賛否を取りたいと思います。

賛否の前に、委員の皆さんから、何か、ご意見・ご異議等ございませんか。異議ないようですので、採決をさせていただきたいと思います。挙手をもって採決をいたします。賛同される方は、挙手をお願いします。挙手、多数でございますので、「農業委員会だより」を発行することといたします。

報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

議 長 次に、46ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。
令和2年8月16日から、令和2年9月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を18件、農地法施行規則第29条第1号届出を1件、農地法第5条の規定による許可申請の取下願いを1件、納税猶予適格者証明願を1件受理いたしました。
ご了承をお願いします。

議 長 報告承認案件について、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 無いようですので、以上、報告承認案件を終了いたします。
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。
その他について、県農業会議から令和2年7月3日から7月31日にかけて、九州、中国、中部、東北地方に全国各地に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨により多数の死者数が出るとともに、家屋を始め、農地、農業用施設など多大な被害が発生し、多くの方が避難生活を余儀なくされているところです。農業委員会組織

による7月災害の義援金の募集をしたい連絡がありました。1人1口1,000円で参加したいと思います。反対の方いらっしゃいますか。無ければ送金したいと思います。事務局に補足をお願いしたいと思います。

事務局 義援金につきましては、毎月、皆様方から積立金を集めさせていただいている中から、1人当たり1,000円かける54人の54,000円を送金したいと思います。

議長 反対の方いらっしゃいますか。
全員賛同といこうことで、1人1口、ご協力お願いします。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条の規定による許可及び農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可及び農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第4条及び第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	西条市農業委員会会議規則の一部改正について	原案承認
議案第8号	西条市農業委員会規程の一部改正について	原案承認
議案第9号	「農業委員会だより」の発行について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和2年9月6日 午後3時5分